

仙台市交通安全対策会議 議事録

- 開催日時 平成24年7月24日(火) 16:00~17:00
- 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第四委員会室
(仙台市青葉区国分町3丁目7番1号)
- 出席委員 奥山英治委員, 内海武光委員(齋藤利和委員代理), 大塚亮一委員(杉下泰彦委員代理), 高橋文雄委員, 杉山勝真委員(青沼一民委員代理), 佐野公司委員, 村上貞則委員, 並河紋子委員, 下川寛子委員, 大曾根眞紀子委員, 白川由利枝委員
- 事務局 高橋市民協働推進部参事, 鈴木市民生活課長, 伊藤市民生活課主幹兼市民生活係長, 市民生活課担当者2名
- 議事
- 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事
 - (1) 第9次仙台市交通安全計画(案)に関する説明
 - (2) 第9次仙台市交通安全計画(案)に関する質疑応答
 - 4 その他
 - 5 閉会

議事内容

○伊藤市民生活課主幹兼市民生活係長

まだ到着されていない委員もいらっしゃいますが、遅れる旨の連絡をいただいておりますので、ただいまより、仙台市交通安全対策会議を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、奥山仙台市長が会長として議事を取り仕切るところですが、本日急な公務が入り、出席することが出来なくなりましたことを、はじめにお詫び申し上げます。本会議の議事におきましては、会長からの指名により、白川市民協働推進部長が代理を務めさせていただきます。

はじめに、白川部長よりご挨拶を申し上げます。

○白川会長代理

改めまして、市民協働推進部長の白川でございます。仙台市交通安全対策会議は、条例により、市長が会長と定められていますが、市長の出席がかなわないため、仙台市の交通安全対策は私どもの市民協働推進部が所管していることから、代わって本日の議長を務めさせていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

本対策会議は、昭和45年に制定された交通安全対策基本法に基づいて設置された会議で、昭

和 46 年から 5 年毎に、仙台市の陸上に関する交通安全施策の大綱を定めているところです。

前回の計画策定が平成 18 年度ですので、本来は平成 23 年度からの 5 ヶ年計画とするところでしたが、震災の影響もあり、遅れて今に至ったもので、4 ヶ年計画として今回お示しさせていただきます。

昨年 8 月には、地方分権改革の一環として第二次一括法が成立し、この計画においても、これまでは策定が必須だったところですが、努力義務に変わっています。努力義務になったから作らなくていいということではないのですが、そのような状況もふまえて、国、県の計画に基づいて漏れなく作っていくという形の計画から、今回は少し考え方を換え、仙台市において何が問題になっているかに視点を当てて計画案を作成したところです。

そのようなことから、当会議は、できるだけ実務的な議論をしていただける方々にお集まりいただきました。

日頃から河川国道事務所、宮城県警、宮城県の方々には、仙台市の交通安全にご尽力いただいておりますが、今後、新しい計画に基づいて、そのような視点で交通安全について考えていただけるとありがたいと思います。

交通事故は年々減少している状況ではありますが、昨年、通学路における子どもの痛ましい事故があったことを始めとして、原因は仙台市とは違っていても、全国でもそのような事故が起こっている中、今一度、仙台市で問題となっている点について深く考え、対策を講じていくための計画にできればと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○伊藤市民生活課主幹兼市民生活係長

引き続きまして、本日までご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。委員の皆様はお配りしている名簿のとおりですが、本日は、一人ひとり自己紹介をお願いしたいと存じます。

— 委員自己紹介、事務局職員自己紹介 —

それでは議事に入りたいと存じます。

本会議運営要綱の規定に基づきまして、白川部長に議事をお願いしたいと存じます。

○白川会長代理

皆様よろしく願いいたします。

それでは、ここから、会長であります市長に代わり、代理者として指名を受けました私が議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に、まず、会議の公開についてですが、会議を公開するか否かは、会議の都度、決定することとなっております。この会議は非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

— 委員一同 異議なし —

それでは、公開ということで進めさせていただきます。

次に議事録についてですが、私から会議録署名委員を指定することとなっております。今回は奥山委員と並河委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

— 奥山委員・並河委員 了 —

ありがとうございます。それでは奥山委員と並河委員にご了承いただきましたので、お願いいたします。

はじめに、第9次仙台市交通安全計画（案）の概要について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（鈴木市民生活課長）

それでは、第9次仙台市交通安全計画（案）につきまして、ご説明いたします。

白川部長のあいさつの中で、計画案の策定過程や法に基づく計画の位置付けについてご説明がありましたので、その部分については割愛させていただき、早速本文の説明に入らせていただきます。

お手元にお配りしている本文ですが、6月中に行ったパブリックコメントや関係機関等からいただいたご意見をもとに、案を作成いたしました。

まずは、2ページをご覧ください。本計画は3章から構成されており、第1章では本計画の基本的な考え方を示しております。

計画の期間は平成24年度から平成27年度までの4年間としております。これは、東日本大震災の影響により、計画案をお示しするまでに時間を要し、本来の5年の期間を短縮した形での計画となったためでございます。次に本計画の基本的理念ですが、人命尊重の理念に基づき、歩行者・高齢者・子ども等、交通弱者の「人優先」の交通安全思想を計画の理念とした取り組みを進め、悲惨な交通事故の根絶を目指します。

重視すべき視点としては、高齢者・子ども・自転車・交差点の4点についてそれぞれの安全確保を掲げております。本市の高齢者の交通事故死者数は、近年、全体の3割を超えていまして、大きな課題の一つと捉えております。

二点目の「子どもの安全確保」につきましては、本市でも、昨年、通学路や交差点で児童の亡くなる事故が2件発生しており、件数も減らない状況など、子どもを交通事故から守るための対策がさらに重要性を増しているところです。

また、三点目の「自転車の安全確保」ですが、身近な交通手段である自転車の交通ルール、マナーが全国的に問題となっております。本市におきましても、県内の自転車交通事故の5割を占めており、その半数が自転車利用者の違反によるとの県警のデータがございます。走行空間の確保とともに、交通ルール、マナーに対する市民の理解を深める積極的な対策を講じていく必要がございます。

四点目として、交通事故全体の約6割を占める「交差点の安全確保」でございます。交通事故全体の減少に直結する交差点及び交差点付近での交通事故防止対策を積極的に推進してまいります。

これらを重視しながら、指導取締りの強化や交通安全施設の整備など「交通社会を構成する三要素（人間・交通機関・交通環境）の安全対策の推進」、市民との連携や主体的な活動の促進など「参加・協働型交通安全活動の推進」といった、5つにわたる施策の方向性を示し、交通安全対策をすすめてまいります。

次に、5ページをご覧ください。第2章では、交通事故の現状と課題・今後の目標についてまとめております。平成14年以降の過去10年間の交通事故の発生状況の推移を見ますと、発生件数及び負傷者数は減少傾向にあり、死者数については半減しております。しかし、依然として年間6,000人以上の負傷者があるなど、厳しい状況におかれております。交通事故のない社会を達成することが究極の目標ではありますが、本市では、この事故の現状や国及び宮城県の目標を念頭に、9ページにあるとおり、交通事故発生後24時間以内に亡くなる方を20人以下に抑えることを目標といたしました。計画における最優先の目標は死者数の減少ですが、事故そのものや、傷者数の減少にも一層取り組みを強化してまいります。

次に、10ページをご覧ください。第3章では、第1章、第2章を受けまして、今後推進すべき施策についての記述をしております。ただいま説明いたしました、近年の交通事故の発生状況を見ますと、これまでの対策は一定の成果があったものと考えております。このため、従来の対策を基本としつつ、より効果的なものとするため、その改善を進め、施策の重点化を図ってまいります。

対策の実施に当たりましては、通学路等の歩道整備をはじめ、安全・安心な歩行空間や自転車利用環境の整備などの「道路交通環境の整備」に取り組みます。また、各段階にわたる交通安全教育の推進や交通マナー・ルールの周知徹底など、交通安全を市民一人ひとりが自らの課題として捉えていただくために、「交通安全思想の普及徹底」を図ってまいります。その他「安全運転の確保」や、「車両の安全性の確保」、交通事故に迅速に対応して被害を最小限にとどめていただく救急医療機関、消防機関相互の緊密な連携協力による「救急・救助活動及び被害者支援の充実」の5点について、ハード・ソフト両面にわたる施策の柱として取り組んでまいります。

今後4年間、この交通安全計画を基本として、本市における交通安全対策を総合的に進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、第9次仙台市交通安全計画（案）の説明とさせていただきます。

○白川会長代理

ただいま、事務局より第9次仙台市交通安全計画（案）について説明がありましたが、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○村上委員

計画期間の平成24年度から平成27年度までの間に、例えば、自転車に関しては市内部で新

しい組織を作って検討していくことになりまして、バリアフリー基本法に基づいたバリアフリーに関する新たな計画も今後作成していかなければならないということがあります。そのような変更があった場合、この計画にも変更点を入れ込んでいくということによろしいですか。

○事務局（鈴木市民生活課長）

会議のご意見等をふまえて、状況に応じて、変更が必要であれば修正のうえお示しいとと考えております。

○白川会長代理

この計画では施策の大綱や方向性のみを示すことになりまして、具体の施策については、この計画を基に、毎年の変更点を反映させながら、新たな施策という形で組み立てていきたいと考えております。

○並河委員

一般的には推進すべき施策があって、その後に推進体制、見直し、評価という項目が入ってくるものと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○白川会長代理

通常の計画では、具体の施策を示してどの課が推進していくということも書き込めますし、目指すべきものが出てくるので、個別の推進体制や評価軸を示すことができますが、この計画の場合、その前段階までを示す形になっています。この計画で目標として示しているのは、年間の24時間以内死者数20人以下のところまでですので、実施体制と事後評価まではお示しできておらず、今後具体の施策を決めていく中で、個別に議論していくことになります。例えば、自転車について具体の施策を定めればその中で目標値を設定しますし、その推進体制と事後評価というものも出てきます。

○並河委員

それでは、目標の設定をして、第3章ではそれに応じた推進すべき施策のおおむね大綱を示し、具体的な施策の実施については、各局にまたがる様々な計画の中で考えていくということによろしいですか。

○白川会長代理

はい。毎年の具体的な施策の中で考えていくということになります。

○並河委員

そうすると、この計画は、ある意味施策を示したところに留まるということですか。

○白川会長代理

留めたままにせず、この計画に基づき、具体的な取り組みについて詰めていくこととなります。

○村上委員

交通量が特に多いバイパスやバイパスに直交する市道などでは、河川国道事務所さんと協議しながら安全対策を行っており、宮城県警さんからは、死傷者が発生した事故のデータをいただき、事故多発地点におけるデータを蓄積して原因究明を図っているところであり、国土交通省、宮城県警、市建設局、各区建設部が連携して事業を選定し、展開しているところです。

そのような中でも、人的なもの、道路の構造的なもの、天候の問題など、様々な要素が複雑に絡み合っただけで事故は起こるものです。

今後事故を減らしていくための取り組みの中で、この計画は、目指していく方向と理解していますので、お集まりの方々のご意見・ご指導をいただき、国、県警、市の関係部局との連携も強めながら、より効果的な事業展開のため、この計画をひとつの拠りどころとして個別の計画に反映できればと考えております。

○白川会長代理

ありがとうございます。並河委員の質問にも代わって答えていただくようなご発言でした。

○下川委員

疑問に思った点ですが、第1章や第2章は、1、2や(1)、(2)を使っているのに対して、第3章は①、②や(ア)(イ)を使っていますね。どういう意味があるのでしょうか。

○事務局（鈴木市民生活課長）

特段の意味はございません。

○白川会長代理

下川委員からの、第3章は大きな項目の1ではなく①から始まっているというご指摘については、単純に1、2、3、4と直す形にするか、まとめた方が良いのか、第1章・第2章と齟齬がないよう合わせていきたいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

— 下川委員 了 —

○佐野委員

3ページ「第3節 重視すべき視点」の「3 自転車の安全確保」において、交通ルールを遵守しなければならないという書き込みがありますが、マナーについてはふれられていません。すぐ下の「4 交差点における安全確保」には、ルール・マナーとどちらもありますし、15ページの「⑤ 自転車利用環境の総合的整備」にも、ルール・マナーの啓発活動を推進するとい

う書き込みがありますので、「重視すべき視点」に、マナーについても書き加えていただけたらと思います。

○村上委員

確かに、小中学校の自転車交通安全教室の際など、ルール・マナーと一緒に話をする場合があります、そういう捉え方もあります。しかし、マナーは気の使いよう、ルールは絶対に守らねばならないものであって、ルールを守らないために大事故が起きているということは、非常に由々しき問題だと思えます。マナーアップももちろん大事ですが、ルールと一緒に使う場面と、自転車の場合はルールを知らず事故が起きているということがあるので、まずはルールを徹底し、マナーについても一緒に考えていきましょうという場面と、使い分けがあってもいいと思えます。

佐野委員の意見に反対ということではなく、一緒に使うところと使わないところの区別を今後意識してもいいのかなということです。

○白川会長代理

マナーについてまったくふれていないのは、確かに佐野委員のご指摘どおりで、足りないなと思うところはあるのですが、一方、ルール・マナーというように何もかも一緒という書き方はちょっと違うだろう、という村上委員のご指摘もその通りだと思いますが、皆さんはどうでしょう。

ルールは徹底しなくてはいけないけれども、マナーを守りましょうということも付け足すよう、これから事務局で考えるということでもよろしいでしょうか。

— 委員一同 了 —

○白川会長代理

ありがとうございます。

今回、国土交通省さん、宮城県さん、宮城県警さんは、国や県と計画の作りが違うなどご覧になっていると思います。

仙台市では、重視すべき視点ということで4つを最初に謳っています。仙台市で何が問題かを考えていくと、まずは何をおいても通学路の問題、そして自転車の問題の2つだと、ただ、高齢者の事故が多いことと、現実には交差点において事故が多発していることを考えると、いかにこれらの事故を防ぐかということが課題となるため、必ずしも同じウエイトの視点ということではないですが、この4つの視点を中心に施策を組み立てていく形をとっています。そのため、国や県の計画で章立てされている踏切については、色々な施策の各項目の中に掲げてはいますが、それだけで一つの項目にするという形はとっていません。

そのようなことについて、奥山委員は、どのように考えますか。

○奥山委員

重視すべき視点を4つに分けて掲げていることについては、目標がはっきりとして良いかと思えます。付随する細部の事項について、施策の中に入れ込んで対策を提言させることについても、問題ないと思えます。

○白川会長代理

大塚委員はいかがでしょうか。

○大塚委員

仙台市では、24時間以内死者数20人以下という数字を出されていますが、この数字の根拠をお聞きしたいと思います。

また、重視すべき視점에掲げる4点を順番付けしていることについて、宮城県においても高齢者の事故が一番件数が多いので、高齢者の事故を何とかしなければならないということは間違いないと思うのですが、それ以下のところでは、多いとすれば交差点の事故になります。

そのような観点で、この1, 2, 3, 4というのはどういう順番付けがあったのでしょうか。

○事務局（鈴木市民生活課長）

事務局からお答えします。

数値につきましては、仙台市の死者数が宮城県全体の死者数のおおむね1/3でしたので、その数字を根拠に今回示させていただきました。

○白川会長代理

宮城県の計画における目標が60人以下で、仙台市は20人以下という目標をたてたものです。死者数なのでその数値が良いか悪いかという議論は非常に難しいですが、今の状況から絶対に不可能だろうという0人を目標として掲げるのではなく、だからといって、何もしなくともこのくらいにはなるだろうという数値にはしないというところで、宮城県の割合とあわせて見て、このような数値目標としたところではあります。

○事務局（鈴木市民生活課長）

重視すべき視点については、どれも大事な施策なので、順番付けはしていません。

高齢運転者の事故も増えていきますし、子どもの事故については、昨年数年ぶりに不幸な死亡事故が2件続けて仙台市内で発生したこともあり、直近では、関西圏でも不幸な死亡事故が起きています。

しかし、順番付けについて特に意図はなく、この4つについて、仙台市では喫緊に取り組んでいかなければならない課題という認識でおります。

○大塚委員

そういうことであれば、あえて数字を使わなくとも、第3章で単に○などとしているところ

もありますので、そのような表記でも良いのかと思いました。数字が付くと、どうしてもこの順番なのかなと思ってしまいますから。

○白川会長代理

先ほども少し申し上げましたが、子ども・自転車というのがまず考えなくてはならないということで、一番重要というわけではないですが、最初に書いたところではあります。また、場所として交差点はやはり入れておかななくてはいけないけれども、子ども・自転車という人・乗り物と場所とはまた違うということで、交差点については、並べて書く際一番下にしたものです。子ども・自転車をツートップにしたいところでしたが、大塚委員がおっしゃるとおり、高齢者の事故が圧倒的に多いため、第一順位という意味ではなくても、高齢者は一番上に書いた方がいいかと考えました。

ただし、決して1, 2, 3, 4の順番に力を入れていく施策という意味ではないので、番号はとってでもいいですね。

○大塚委員

どうなのかなと思っただけです、書き方はお任せします。

○白川会長代理

ありがとうございます。

ここで子どもの事故の話も出ましたので、学校関係からいらっしゃっている委員お二人にお話を伺いたいと思います。

○大曾根委員

私からすると中学生も子どもなのですが、重視すべき視点の「子どもの安全確保」や11ページの「通園通学路等の歩道整備等の推進」を見ると、「小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保」とあるため、中学生は「子ども」の対象に入らないのかなと疑問に思いました。中学校には通学路がないという書き方のようですが、保護者の方々は漠然と通学路があると思っていますので。

また、18ページの「被災地の交通安全対策」に関連して、大震災以降、他県ナンバーの車が色々入ってきていて、支援で来ていただいて感謝するところですが、交通量が増え、非日常の部分が多くなっているの、事故は増えていないのかなと思いました。

○白川会長代理

震災後の交通事故の状況で、かつ、他県ナンバーの車の状況というのは、宮城県警さんでお分かりになりますか。

○内海委員

沿岸部に限った話ですが、がれきや海岸堤防等の復旧工事の資材搬送のため、大型ダンプ等

がピーク時で県内延べ 6,000 台ほど走っておりまして、確かにそれらの車によって交通量は増加しているという状況はありました。そのため、他県警から特別出向で来ている警察官を投入したり、がれきの処理区ごとに連絡協議会を立ち上げて事故防止対策をとったりしているところで、大きな事故や渋滞は今のところ発生していないという状況です。

○事務局（鈴木市民生活課長）

教育委員会から、毎年、市内小学校の通学路図をいただいていることもあって、事務局には通学路は小学校までという意識があったため、このような書き方をさせていただきましたが、保護者の方々がそのような概念を持っておられるのであれば、区役所の方ともよく調整しながら話を伺いたいと思います。

○白川会長代理

現場からのお話は大切だと思いますし、私達も計画案を作成する段階で、中学生は守る対象ではないと思ったわけでは決してないのですが、小学校の周りに指定されている通学路しか頭に浮かばなかったということはありません。

また、「通学路」という書き方をしていたところ、お子さんを連れて幼稚園や保育所に通う方々のことを考えると、通園路も通学路と同等の注意が必要な場所があるというご指摘をパブリックコメントでいただき、「通園通学路」と修正した経緯があります。

中学校と小学校が近接しているところもありますし、そういう所では、小学校の通学路がここで切れているけれど、これで子供達は本当に大丈夫なのだろうかという不安もあると思います。

学事課長の杉山委員が本日いらっしゃっていますが、どのようにお考えでしょうか。

○杉山委員

もともとこの計画は、基本理念として人優先を謳っていますが、高齢者や小さい子どもたちというのは、まさに交通弱者と言いますか、守るべき立場になるとと思いますので、重視すべき視点として、まず小さな子どもに視点を当てるのは良いと思います。

また、20 ページには、段階的な交通安全教育の推進ということで、児童、中学生、高校生それぞれの段階でこういうことをすべきだときちんと触れられていますので、このような書きぶりで良いと考えております。

○並河委員

仙台市は小さな道路も多くて、歩車分離されておらず小さい子どもさんに危険なところもありますので、そういう意味では、子どもの安全確保としてここに書き出していることは、施策としてもメリハリが付くので良いかと思います。

○白川会長代理

中学校周辺の危険な所についても、現場との話し合いの中で、具体の施策として考えていけ

ればと思います。

○大曾根委員

もう一点、例えば、同じ中学生でも、発達障害の生徒や特別支援学級に所属する生徒などは、注意力が他の中学生とは違っていて、横断歩道も周りを見ないで渡ってしまうということがあります。そのような子どもが増えているのですが、障害者という視点は入らないのでしょうか。

○事務局（鈴木市民生活課長）

障害者の記述につきましては、11ページと22ページに書き込みをしておりますが、このような事例を頭において記載しているものではございませんので、情報収集をしながら、必要があれば書き込みをさせていただきたいと考えます。

○白川会長代理

学校周辺ということで、特に気を付けなくてはならないことの一つではありますが、この中で具体的にどう書き込めるかということとは別に、考慮していきたいと思います。

○高橋委員

確認ですが、ルール、通行ルール、交通ルールなど表記の仕方を色々使い分けていますが、このルールというのは何を指しているのでしょうか。

○事務局（鈴木市民生活課長）

法的な規則などをイメージしております。例えば、自転車であっても軽車両と道路交通法に規定されていますので、違法に駐輪すれば違反行為になります。

○高橋委員

24ページに「自転車利用者に対するルールの周知徹底等」とありますが、今の自転車は事故が起きないことが不思議なくらいの危険な走り方をしています。自動車と人がぶつかれば当然人がケガをしますが、自転車にぶつかっても大きな事故になります。

しかし、自転車に乗る人は、交通法規、法律で規制されているという自覚がないまま乗っていますので、やはりしっかりと交通安全計画の中に書き込まないといけないと思います。自転車に乗る人たちが、交通法令を遵守して乗らなければならないのだということを、明確に示すことが必要ではないかという感じを受けたものですから。表現はお任せしますので。

○白川会長代理

「通行ルール」と書いているところ、「法令」と書いているところと、文言にばらつきがあるというのは、確かにご指摘いただいたとおりです。それは法令に触れる行為なのですよということが明確になるように、法令、ルール、マナーなどの文言の使い方の統一が図られるよう、事務局の方で直すようにしたいと思います。

それから、順番付けや、1, 2, 3, 4の表記については、もう一度整理したいと思います。

また、いただいたご意見の中で、直接この計画に書き込むというよりも、また次の段階で考えていかななくてはならないことがありますので、その部分については、これからの具体的な施策の中で展開していくよう、関係機関、各局と調整していきたいと思います。

いただいたご意見については、このような整理でよろしいでしょうか。

この他特になければ、いただいた修正は事務局できちんと反映させ、その後、このような形で直したということで、皆さんにご連絡差し上げたいと思います。その修正後の計画をご承認いただくという形で、お認めいただいでよろしいでしょうか。

— 委員一同 了 —

○白川会長代理

ありがとうございます。

では、以上で、予定していた議事を終了いたします。

これにて議長の任を解かせていただき、事務局にお返しします。

○伊藤市民生活課主幹兼市民生活係長

以上をもちまして、仙台市交通安全対策会議を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

議事録署名委員の署名

仙台市交通安全対策会議委員

奥山 英治

仙台市交通安全対策会議委員

並河 紋子